

茨木市公共施設最適化方針【概要版】

第1章 最適化方針の位置付け等

■ 目的・背景

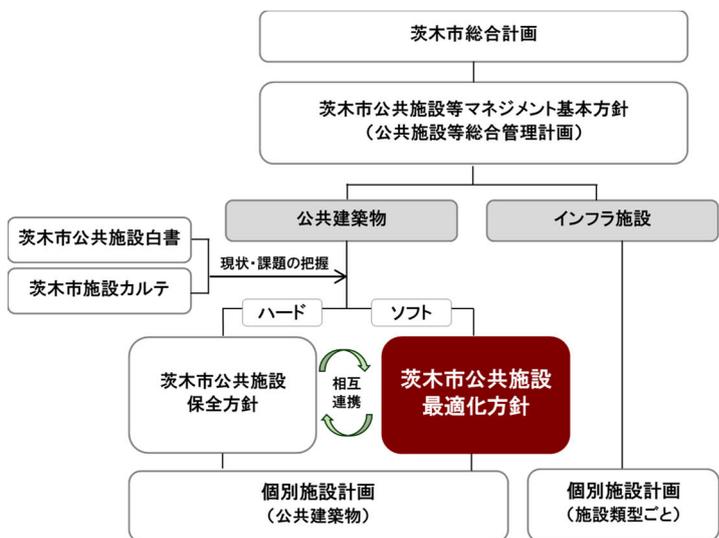
- ・市民ニーズや社会情勢の変化を捉えた中長期的な視点から、施設機能の全体最適化及び既存施設の有効活用を推進するための、公共施設の機能配置、施設規模、提供サービス等の適正化に係る取組方針。

■ 最適化方針の位置付け

- ・主に公共施設等マネジメント基本方針に掲げる「施設の有効活用と全体最適化」及び「多様な主体との連携の推進」の実現に向けた公共建築物の方針。
- ・令和元年度策定の保全方針とは相互連携関係にある。

■ 対象施設及び対象期間

- ・対象施設は一般会計に属する公共施設 378 施設のうち、次の施設を除く 261 施設を対象とする。
 - ①附属的な建物や倉庫等のみで構成される施設
 - ②行政目的で使用していない施設（普通財産）
- ・対象期間は今後 40 年間（令和3年度～42年度）
- ・最適化方針の見直し時期は、施設の劣化状況や社会情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごととする。



【図表】最適化方針の位置付け

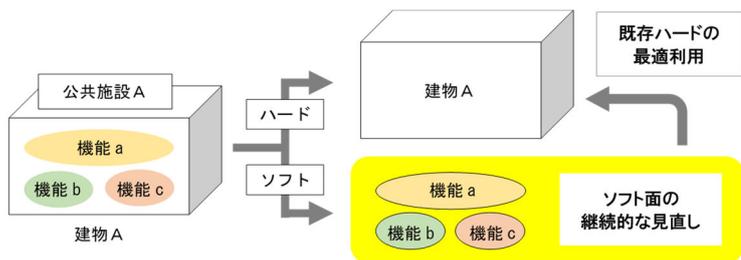
第2章 最適化に係る基本的な考え方

■ 取組手法

- ・施設のソフトとハードを切り分け、「最適化の手法」の組合せによるソフト面の継続的な見直しに取り組むことにより、既存ハードの最適利用を図り、変化し続ける市民ニーズに対応する。

【最適化の手法】

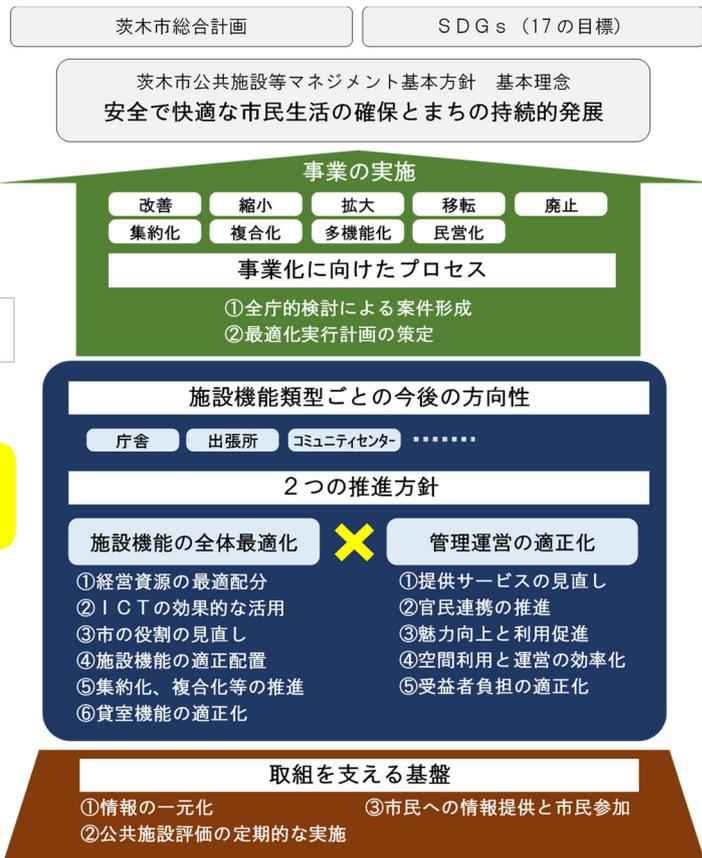
改善、縮小、拡大、移転、廃止、集約化（機能集約）、集約化（統廃合）、複合化、多機能化、民営化



【図表】ソフトとハードの切り分け

■ 基本的な考え方

- ・「2つの推進方針」を組み合わせ、「施設類型ごとの今後の方向性」に沿った取組を推進することにより、公共施設等マネジメント基本方針の基本理念を実現し、総合計画の推進及びSDGsの目標達成につなげる。
- ・また、「取組を支える基盤」作りに継続的に取り組むほか、「事業化に向けたプロセス」に沿った検討により、最適化の取組の実現を図る。



【図表】最適化に係る基本的な考え方

■ 2つの推進方針

推進方針1 施設機能の全体最適化

- ◎整備からの時間経過に伴い、施設を取り巻く環境や人々の生活スタイルの変化により、それぞれの施設に求められる役割は変化しています。
- ◎俯瞰的かつ中長期的な視点から、施設における市民サービスの内容や規模、提供場所等の見直しを行う「全体最適化」に継続的に取り組むことにより、変化を続ける市民ニーズに的確に対応します。

①経営資源の最適配分 <ul style="list-style-type: none"> 人口減少等が予想される中であっても、市民福祉の一層の充実や市の魅力、にぎわいの向上を実現するため、個々の公共施設が担うべき役割を継続的に見直し、市政運営に係る経営資源（ヒト、モノ、カネ等）の配分の最適化を図ります。 	②ICTの効果的な活用 <ul style="list-style-type: none"> ICTの活用により、市民の暮らしや市民サービスの質的充実、業務効率の向上等を図ります。 データ分析等を通じて、市民ニーズの経年変化の分析や将来予測を行い、施設機能や実施事業、施設規模の見直し等につなげます。
③市の役割の見直し <ul style="list-style-type: none"> 時代の変化を捉え、民間事業者等と連携、役割分担の見直しが効果的な施設について、次の取組により、市が果たす役割の見直しを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ■民営化等、 ■代替サービスへの移行 ■国や他の地方公共団体との連携 	④施設機能の適正配置 <ul style="list-style-type: none"> 類似の他施設や都市計画を踏まえ、地域や市域を面的に捉えた施設配置の適正化を推進します。 施設の新規整備や建替を行う際には、周辺施設のあり方を検討するほか、必要に応じて民間施設の借上げや民間施設との合築等も検討します。
⑤集約化、複合化等の推進 <ul style="list-style-type: none"> 機能移転や建替等の機会を捉え、施設機能の集約化、複合化、多機能化等を推進するほか、施設整備の際には、用途変更が容易な構造とします。 集約化等を行う立地場所は、利便性や周辺環境、災害危険度等、総合的な視点から選定します。 	⑥貸室機能の適正化 <ul style="list-style-type: none"> 稼働率に課題がある施設が多く、同一地域の同等規模の貸室でも利用状況は様々です。 適正稼働率を50%以上80%未満とし、利用の促進や標準化に努めるとともに、地域ごとに必要な供給量を検討し、貸室数の適正化を図ります。

推進方針2 管理運営の適正化

- ◎変化し続ける市民ニーズに的確に対応するため、個々の施設においては、実施事業や管理運営形態の見直しに継続的に取り組みます。
- ◎施設の魅力向上や利用促進に取り組むほか、余裕空間の利活用や創意工夫による新たな歳入の確保に努めます。

①提供サービスの見直し <ul style="list-style-type: none"> 市民ニーズの変化を把握し、継続的に実施事業の見直しに取り組むほか、開館日や貸出時間区分等を柔軟に見直し、利便性の向上を図ります。 利用者が限定されている施設では、より広範な市民の利用機会を創出します。 	②官民連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> 市が直接管理運営している施設について、指定管理者制度の導入を検討します。 民間事業者等のアイデアやノウハウを活かした、施設の維持管理、運営の水準や市民サービスの向上、経費の節減を図ります。
③施設の魅力向上と利用促進 <ul style="list-style-type: none"> 創意工夫による魅力向上と利用促進に努めます。また、積極的な情報提供等に取組みます。 指定管理者制度導入施設においては、民間のノウハウ等を活用したさらなる魅力向上と利用促進を図ります。 	④空間利用と運営の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ICTの利活用により利便性や業務効率の向上、感染症の拡大防止につながる取組を推進します。 各施設のコストや維持管理水準の見える化を図り、各施設の課題を把握し、コストや取組の改善を図ります。
⑤受益者負担の適正化 <ul style="list-style-type: none"> 「受益者負担の原則」に基づき、施設を利用する人としいない人（税負担）の公平性を図るため、総合的な視点から、継続的に受益者負担の適正化を図ります。 	

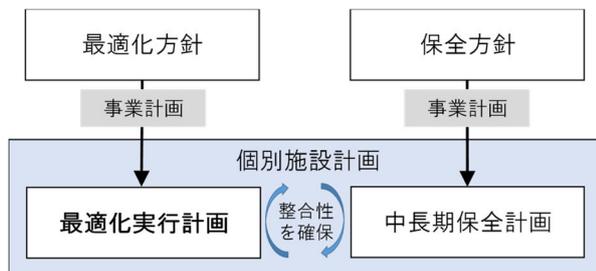
■ 取組を支える基盤

- ◎ 「情報の収集・一元管理」、「評価による課題発見」、「市民への情報提供と市民参加」に継続的に取り組むことにより、施設の最適化に向けた強固な基盤を築きます。

①情報の一元化	②公共施設評価の定期的な実施
<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の基礎データや今後施設を活用して対応すべき行政課題などを一元的に収集、管理する仕組みを構築することで、市民ニーズの変化を的確に把握し、課題の発見と解決につなげます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的な視点から、各施設の課題を明確化し、ハード・ソフトの両面から、今後のあり方を検討する「公共施設評価」を定期的な実施します。
③市民への情報提供と市民参加	
<ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働により、最適化の取組を推進するため、「施設カルテ」や「公共施設白書」を、今後も定期的に作成、公表します。 ・実際に各施設のあり方の見直しを検討する際には、普段から施設を利用する市民や団体だけでなく、幅広い市民の声を聞きながら進めるよう努めます。 	

■ 事業化に向けたプロセス

- ◎ 各施設所管部署が主体的な取組を推進するとともに、全庁的な連携体制のもと、案件形成と事業化を推進します。
- ◎ 事業計画は個別施設計画として公表し、市民と情報を共有しながら段階的な具体化に取り組み、事業実施につなげます。



【図表】最適化実行計画と中期保全計画の位置付け

①全庁的検討による案件形成
<ul style="list-style-type: none"> ・施設所管部署と総括担当部署が連携することにより、施設類型を横断した視点から、最適な案件形成に取り組みます。 ・政策推進会議を活用し、庁内横断的な検討を進めるほか、施設跡地等の活用については、市有財産等活用検討会議において、最適な利活用を検討します。
②最適化実行計画の策定
<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画は、公共建築物に係る個別施設計画「最適化実行計画」にとりまとめて公表します。 ・最適化実行計画は毎年度更新し、案件の段階的な具体化を図ります。また、「中長期保全計画」と整合を図り、施設機能の最適化に合わせて改修を実施するなど、効率的で合理的な事業の推進を図ります。

第3章 施設機能類型ごとの今後の方向性

施設類型	今後の取組方針	施設類型	今後の取組方針
3-4-1 庁舎	①ノンストップサービス等の提供 ②業務の効率化 ③防災拠点機能の充実 ④施設配置・規模の適正化	3-4-2 出張所	①ノンストップサービスの提供 ②出張所のあり方の検討
3-4-3 コミュニティセンター	①地域の特色ある運営の促進 ②利用の促進 ③施設規模等の適正化の検討 ④公民館のコミュニティセンター化の推進 ⑤地域による管理運営への支援	3-4-4 文化会館	①多様なニーズへの対応 ②周辺施設との利用平準化 ③憩いと交流の場の提供
3-4-5 人権施設	①相談機能の充実 ②利用促進と貸室の用途変更の検討 ③設置目的に沿った機能の充実	3-4-6 生涯学習・市民活動施設	①コーディネート機能の強化 ②指定管理者制度の導入検討 ③プラネタリウムの魅力発信 ④マッチング機能の強化

施設類型	今後の取組方針	施設類型	今後の取組方針
3-4-7 文学・ 芸術施設	①魅力の向上による利用の促進 ②美術を通じた市民文化の振興 ③管理運営における官民連携手法の導入検討	3-4-8 消費生活 センター	①時代のニーズへの継続的な対応 ②市民相談機能の集約化の検討
3-4-9 スポーツ施設	①身近にスポーツに親しむ環境づくり ②諸課題への継続的な対応	3-4-10 高齢者 支援施設	①高齢化の進行への対応 ②多世代の利用促進
3-4-11 障害福祉施設	①市の役割の適正化 ②交流機会の創出 ③地域課題解決に向けた複合化等の検討	3-4-12 保健医療施設	①地区保健福祉センターとの効果的な連携 ②施設規模等の見直しの検討 ③幅広い市民の健康づくりの促進
3-4-13 学童保育室	①創意工夫による需要増への対応 ②全学年を対象とした居場所づくりの推進 ③民間学童保育施設との連携	3-4-14 保育施設	①待機児童数ゼロの継続 ②官民連携による保育サービスの質の向上 ③施設のあり方の検討
3-4-15 子育て支援・ 母子保健施設	①子育てに対する切れ目のない支援 ②地域における子育て環境の充実 ③児童虐待対応の充実	3-4-16 児童発達 支援施設	①増加するニーズへの対応 ②民間との役割分担と連携
3-4-17 環境・衛生 施設	①ごみ処理能力の適正化 ②火葬炉の更新等の検討 ③市が果たすべき役割の継続的な検討 ④管理運営における官民連携手法の導入検討	3-4-18 農林業施設	①ふれあい農園の効果的な運営 ②里山センターのあり方の検討
3-4-19 市営住宅	①市営住宅のあり方の検討 ②安心して暮らせる住宅に向けた取組	3-4-20 市営駐車場等	①時代のニーズへの継続的な対応 ②市の役割の明確化とあり方の検討 ③駅前周辺整備における交通対策 ④交通マナーの啓発
3-4-21 消防施設	①消防力の充実強化 ②施設配置の最適化 ③空間利用の適正化	3-4-22 幼稚園	①市立幼稚園のあり方の検討
3-4-23 学校	①「生きる力」を育む教育の推進 ②全員給食による中学校給食の提供 ③ハード面の課題への対応 ④適正な学校規模に係る考え方の整理 ⑤建物と敷地の有効活用	3-4-24 教育センター	①教職員の資質・能力向上 ②学校教育におけるICT活用の推進 ③相談・支援の充実
3-4-25 図書館	①利便性と魅力の向上 ②読書活動の推進 ③新たなニーズへの対応	3-4-26 公民館	①学習機会の提供等の充実 ②公民館のコミュニティセンター化の推進 ③利用の促進 ④施設規模の適正化等
3-4-27 青少年健全 育成施設	①利用促進と多機能化の検討 ②北部地域活性化と施設運営の効率化 ③指定管理者制度の導入検討	3-4-28 文化財施設	①利用の促進 ②施設のあり方の検討 ③指定管理者制度の導入検討